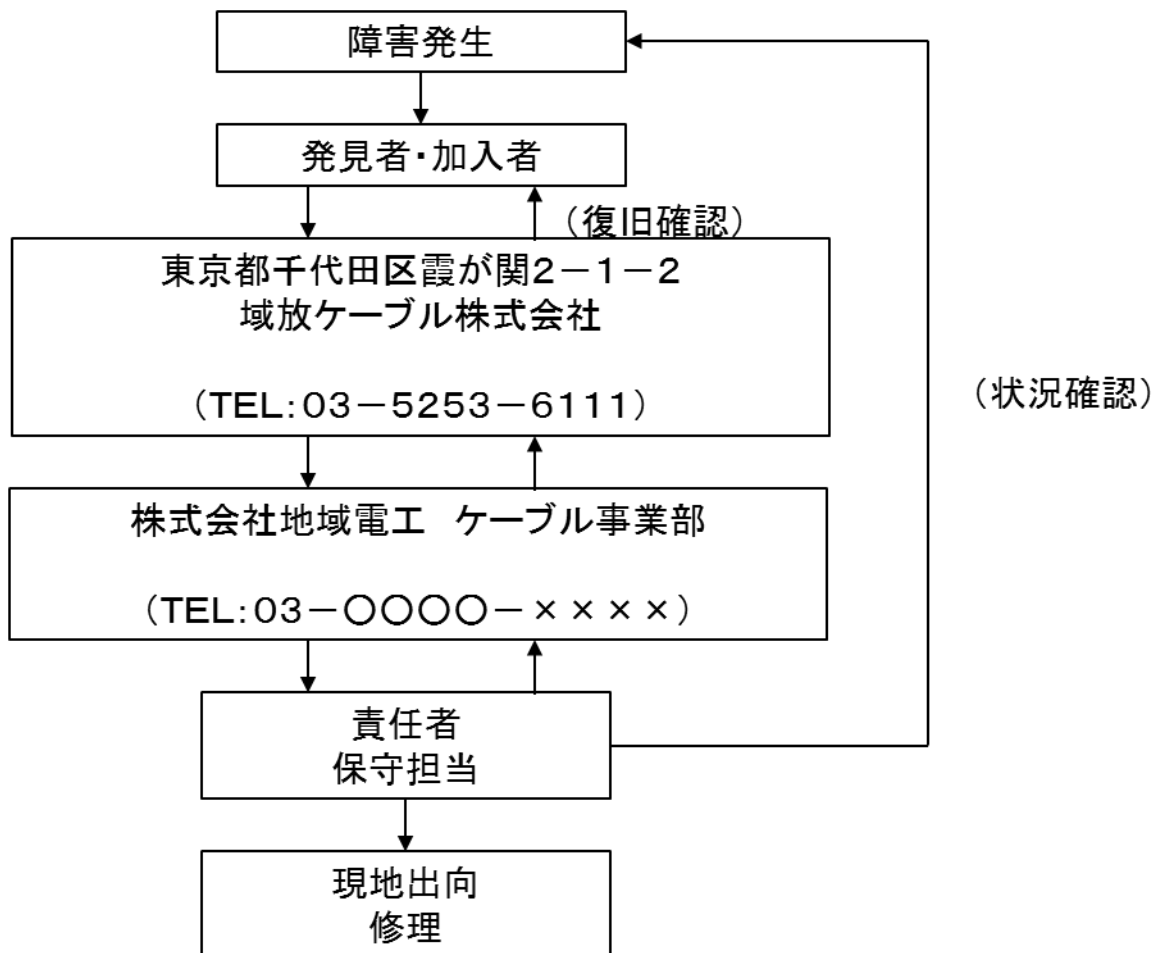


別表第三十四号（第 136 条第 2 項第 2 号関係）

一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力

1 業務を確実に実施することができる体制

保守連絡体制表



2 業務に従事する者の実務経験等

運用・保守担当主任者

氏名 有線 幸二

略歴	平成3年4月	域放ケーブル(株)入社 域放ケーブル(株)の有線テレビジョン放送施設の保守管理業務に従事
	平成10年3月	有線テレビジョン放送技術者第一級取得 (登録番号第ABCDEFGH号)
		以後、域放ケーブル(株)における有線テレビジョン放送の保守管理業務及び 全ての設計を行う。
	平成14年10月	丸の内地域インターネット事業光ファイバ敷設工事に従事
	平成15年3月	域放ケーブル(株)退職
同		(株)地域電工入社 ケーブル事業部に所属 域放ケーブル(株)の有線テレビジョン施設の設計保守管理業務に従事。 現在に至る。

注1 一般放送の業務に用いる電気通信設備を、法第136条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用、保守等の業務（以下この表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

注2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

注3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。